

議 案 第 30 号

松本清奨学基金に関する条例を廃止する条例の制定について

松本清奨学基金に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国の高等学校等就学支援金制度の開始により、本奨学金の対象者が見込めなくなったため。

松本清奨学基金に関する条例を廃止する条例

松本清奨学基金に関する条例（昭和48年松戸市条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の松本清奨学基金に関する条例第9条の規定により奨学金の交付を受けた者に係る同条例第10条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2中「松戸市高等学校入学資金貸付等選考委員会委員」を「松戸市高等学校入学資金貸付選考委員会委員」に改める。

（松戸市高等学校入学資金貸付条例の一部改正）

- 4 松戸市高等学校入学資金貸付条例（昭和45年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「、松本清奨学金交付等」を削り、「松戸市高等学校入学資金貸付等選考委員会」を「松戸市高等学校入学資金貸付選考委員会」に改める。